

6 . 損益計算書

科 目		平 成 1 2 年 度		平 成 1 1 年 度	
		(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)		(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)	
		金 額	百分比	金 額	百分比
経常	経常収益	3,252,679 百万円	100.0	3,740,755 百万円	100.0
	保険料等収入	2,295,029		2,300,445	
	保険料収入	2,294,293		2,299,509	
	再保険収入	735		935	
	資産運用収益	502,460		756,270	
	利息及び配当金等収入	404,272		455,791	
	預貯金利息	825		2,118	
	有価証券利息・配当金	191,311		225,353	
	貸付金利息	170,799		183,429	
	不動産賃貸料	34,477		35,618	
	その他利息配当金	6,857		9,271	
	金銭の信託運用益	—		2,827	
	有価証券売却益	96,684		263,633	
	有価証券償還益	—		2,602	
	特別勘定資産評価益	—		30,490	
	為替差益	853		—	
	その他運用収益	651		924	
	その他経常収益	455,189		684,040	
	年金特約取扱受入金	2,484		2,840	
損	保険金据置受入金	196,800		254,279	
	支払備金戻入額	—		3,432	
	責任準備金戻入額	229,853		417,840	
	退職給与引当金戻入額	—		4,057	
	退職給付引当金戻入額	25,031		—	
	その他の経常収益	1,020		1,588	
益	経常費用	3,072,453	94.5	3,549,008	94.9
	保険金等支払金	2,319,997		2,584,126	
	保険金	674,101		856,979	
	年金支払金	119,902		109,843	
	給付金	545,560		501,516	
	解約返戻金	653,645		533,890	
	その他の返戻金	326,055		580,926	
	再保険料	731		970	
	責任準備金等繰入額	22,042		5,060	
	支払備金繰入額	19,804		—	
	社員配当金積立利息繰入額	2,238		5,060	
	資産運用費用	152,817		408,140	
	支払利息	1,586		985	
	金銭の信託運用損	11,393		—	
	有価証券売却損	45,926		157,997	
	有価証券評価損	15,219		147,465	
	有価証券償還損	—		44,241	
	特別勘定資産評価損	—		14,210	
	金融派生商品費用	19,302		—	
の	為替差損	—		7,012	
	貸倒引当金繰入額	—		12,988	
	貸付金償却	4,647		—	
	賃貸用不動産等減価償却費	9,308		9,681	
	その他運用費用	20,562		13,557	
	特別勘定資産運用損	24,870		—	
	事業費	306,729		292,614	
	その他経常費用	270,867		259,066	
	保険金据置支払金	232,834		219,067	
	税	18,219		18,348	
	減価償却費	19,663		19,981	
	退職年金引当金繰入額	—		1,542	
	その他の経常費用	149		127	
部	経常利益	180,226	5.5	191,746	5.1
	特別利益	10,523	0.3	6,537	0.2
特	不動産動産等処分益	5,552		6,537	
	貸倒引当金戻入額	4,971		—	
別	特別損失	47,157	1.4	133,022	3.6
	不動産動産等処分損	27,142		73,212	
損	債権売却損失引当金繰入額	0		25	
	価格変動準備金繰入額	5,436		5,222	
益	不動産圧縮損	123		3	
	社会厚生事業増進助成金	702		624	
の	退職給与引当金繰入額	—		53,934	
	退職給付会計基準変更時差異処理額	13,751		—	
部	税引前当期剰余	143,591	4.4	65,261	1.7
	法人税及び住民税	35,466	1.1	9,610	0.3
法	法人税等調整額	10,363	—	27,700	—
	当期剰余	118,488	3.6	83,350	2.2
当	前期繰越剰余金	32,714		92,153	
	再評価差額金取崩額	16,985		—	
前	退職給与積立金取崩額	347		377	
	社会厚生事業増進積立金取崩額	702		624	
期	当期末処分剰余金	135,267		176,506	

重要な会計方針

平成 12 年度	平成 11 年度
1. 有価証券の評価基準および評価方法 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第13項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の2第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 3. 不動産および動産の減価償却の方法 不動産および動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法によっております。 4. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 その他の資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。 5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 6. 引当金等の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務	1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 取引所の相場のある有価証券のうち、株式、外国証券（円貨建外国債券を除く）、その他の証券および外貨建国内債券、転換社債、新株引受権付社債、金銭の信託を構成する有価証券の評価は、移動平均法による低価法によっております。 また、上記以外の取引所の相場のある有価証券の評価は、移動平均法による原価法によっております。 (2) 保険業法第118条の規定による特別勘定に属する取引所の相場のある有価証券のうち、株式および外国証券に含まれる外国株式の評価は、個人保険の特別勘定および団体年金保険の年金福祉事業団の特別勘定にあつては、移動平均法による低価法および保険業法第119条の規定による時価により、その他の団体年金保険の特別勘定にあつては、移動平均法による低価法によっております。 また、特別勘定に属する上記以外の取引所の相場のある有価証券の評価は、移動平均法による原価法によっております。 2. 不動産および動産の減価償却の方法 同 左 3. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 同 左 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建短期金銭債権債務は、決算時の為替相場により円換算し、取引所の相場のない外貨建有価証券および外貨建長期金銭債権債務は、取得時または発生時の為替相場により円換算しております。 なお、法人税法に規定する為替相場の著しい変動がある、取引所の相場のない外貨建公社債および外貨建長期金銭債権債務については、3月中の平均為替相場により円換算しております。 ただし、3月中の平均為替相場が決算時の為替相場を下回る場合は決算時の為替相場により円換算しております。 5. 引当金等の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、和議等法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認め

平成 12 年 度	平成 11 年 度
者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第 55 条の 2 の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付貸付金等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 28,453 百万円であります。 （２）退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 （３）債権売却損失引当金 債権売却損失引当金は、商法第 287 条の 2 の規定に基づく引当金であり、㈱共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。 （４）特定債務者支援引当金 特定債務者支援引当金は、商法第 287 条の 2 の規定に基づく引当金であり、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。 （５）価格変動準備金 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。 （６）危険準備積立金 危険準備積立金は、保険業法施行規則附則第 11 条第 2 項の規定により計上しております。	られる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。 なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第 55 条の 2 の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付貸付金等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 27,537 百万円であります。 （２）退職給与引当金 退職給与引当金は、従来、期末要支給額の 40% 相当額を計上していましたが、当年度より期末要支給額の 100% を計上する方法に変更いたしました。 この変更により、従来の方法に比べて、経常利益は 2,434 百万円増加し、税引前当期剰余は 51,499 百万円減少しております。 （３）退職年金引当金 退職年金引当金は、役職員に対する年金の支払に備えて、年金給付現価総額を計上しております。 （４）債権売却損失引当金 同 左 （５）特定債務者支援引当金 同 左 （６）価格変動準備金 同 左 （７）危険準備積立金 同 左

平成 12 年 度	平成 11 年 度
7. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 11 年 1 月 22 日）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュフローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行っております。 8. 消費税の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。 9. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。 標準責任準備金の対象契約については内閣総理大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号） 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式	6. 消費税の会計処理 同 左 7. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣および大蔵大臣が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号） 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

表示方法の変更

平成 12 年 度	平成 11 年 度
	1. 貸倒引当金の計上方法の変更 貸倒引当金は、従来、貸借対照表の負債の部に計上していましたが、保険業法施行規則の改正にともない、当年度より、資産の部に計上することといたしました。

（追加情報）

平成 12 年 度	平成 11 年 度
（金融商品会計） 当年度から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」平成 11 年 1 月 22 日企業会計審議会）を適用し、有価証券等の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法およびヘッジ会計の評価の方法等を変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益が 179,782 百万円、税引前当期剰余も同額、それぞれ増加しております。 また、当年度から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」平成 11 年 1 月 22 日企業会計審議会）の適用に伴う保険業法施行規則の改正により損益計算書の作成に関して記載方法を変更いたしました。その主な内容は次のとおりであります。 （1）従来、「有価証券償還損益」として表示しておりました公社債に係る金利調整差額を「利息及び配当金等収入」に含めて計上しております。 （2）金銭の信託から生じる全ての収益・費用を「金銭の信託運用損」といたしました。 （3）デリバティブ取引に係る収益・費用は「金融派生商品費用」といたしました。 （4）従来、資産運用収益、資産運用費用科目に含まれておりました特別勘定に係る収益・費用を「特別勘定資	

産運用損」といたしました。

（外貨建取引等会計処理基準）

当年度から改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準」企業会計審議会 平成 11 年 10 月 22 日）を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益が 1,531 百万円、税引前当期剰余も同額、それぞれ増加しております。

（退職給付会計）

当年度から退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会）を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益が 22,579 百万円、税引前当期剰余が 8,828 百万円、それぞれ増加しております。

また、当年度より、従来退職給与引当金および退職年金引当金は、退職給付引当金に含めて計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

平成12年度(平成13年3月31日現在)	平成11年度(平成12年3月31日現在)																				
1. 不動産及び動産の減価償却累計額は、327,113百万円であります。 2. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は、1,068,990百万円であります。 なお、同勘定の負債の額も同額であります。 3. 保険業法第55条第2項第6号に規定する純資産の額は、471,267百万円であります。 4. 子会社に対する金銭債権の総額は、23,103百万円、金銭債務の総額は、1,541百万円であります。 5. 貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器等があります。 6. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>前年度末現在高</td><td>525,390百万円</td></tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入額</td><td>120,752百万円</td></tr> <tr> <td>当年度社員配当金支払額</td><td>161,903百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加</td><td>2,238百万円</td></tr> <tr> <td>当年度末現在高</td><td>486,477百万円</td></tr> </table> 7. 外貨建資産の額は、1,070,696百万円であります。 (主な外貨額 4,030百万ユーロ、3,550百万米ドル) 外貨建負債の額は、2,793百万円であります。 (主な外貨額 20百万米ドル) 8. 保険業法第60条の規定により基金を40,000百万円新たに募集いたしました。 9. 基金の償却額は20,000百万円であります。 10. 担保に供されている資産は、62,868百万円であります。 11. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、42,684百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は3,136百万円、延滞債権額は16,957百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元金または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は22,589百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延	前年度末現在高	525,390百万円	前年度剰余金よりの繰入額	120,752百万円	当年度社員配当金支払額	161,903百万円	利息による増加	2,238百万円	当年度末現在高	486,477百万円	1. 不動産および動産の減価償却累計額は、326,171百万円であります。 2. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は、1,117,837百万円であります。 なお、同勘定の負債の額も同額であります。 3. 子会社に対する金銭債権の総額は、22,247百万円、金銭債務の総額は、209百万円であります。 4. 貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器等があります。 5. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>前年度末現在高</td><td>613,081百万円</td></tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入額</td><td>61,910百万円</td></tr> <tr> <td>当年度社員配当金支払額</td><td>154,662百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加</td><td>5,060百万円</td></tr> <tr> <td>当年度末現在高</td><td>525,390百万円</td></tr> </table> 6. 外貨建資産の額は、955,953百万円であります。 (主な外貨額 4,244百万米ドル、2,994百万ユーロ) 外貨建負債の額は、2,555百万円であります。 (主な外貨額 21百万米ドル) 7. 基金59,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。 8. 担保に供されている資産は、71,414百万円であります。 9. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は116,039百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は482百万円、延滞債権額は43,538百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元金または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図る事を目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3,063百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。	前年度末現在高	613,081百万円	前年度剰余金よりの繰入額	61,910百万円	当年度社員配当金支払額	154,662百万円	利息による増加	5,060百万円	当年度末現在高	525,390百万円
前年度末現在高	525,390百万円																				
前年度剰余金よりの繰入額	120,752百万円																				
当年度社員配当金支払額	161,903百万円																				
利息による増加	2,238百万円																				
当年度末現在高	486,477百万円																				
前年度末現在高	613,081百万円																				
前年度剰余金よりの繰入額	61,910百万円																				
当年度社員配当金支払額	154,662百万円																				
利息による増加	5,060百万円																				
当年度末現在高	525,390百万円																				

平成12年度（平成13年3月31日現在）	平成11年度（平成12年3月31日現在）																						
滞債権に該当しない貸付金であります。 直接減額による取立不能見込額は、破綻先債権額は11,749百万円、延滞債権額は16,703百万円であります。	貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は68,955百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。 直接減額による取立不能見込額は、破綻先債権額は4,309百万円、延滞債権額は23,227百万円であります。 当年度より資産の自己査定の結果に基づき破綻先、実質破綻先および破綻懸念先とした債務者に対する貸付金の未収利息を収益不計上としました。この変更により、延滞債権額には、従来採用していた税法基準によれば、3ヵ月以上延滞債権となるもの3,513百万円、貸付条件緩和債権となるもの27,662百万円、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権のいずれにも該当しないもの630百万円が含まれております。																						
12．消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を除く）は、従来「貸付有価証券」に計上しておりましたが、当年度より有価証券の種類毎に計上しております。なお、消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は、809,429百万円であります。 13．貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、10,272百万円であります。 14．金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は12,291百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 15．保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は40,547百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 16．退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。	10．金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は12,436百万円（ ）であります。 なお、当該負担額は拠出した年度の事業費として処理しております。 11．保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は35,159百万円であります。 なお、当該負担額は拠出した年度の事業費として処理しております。																						
（1）退職給付債務およびその内訳 <table> <tr> <td>イ．退職給付債務</td><td>288,763百万円</td></tr> <tr> <td>ロ．年金資産</td><td>105,522百万円</td></tr> <tr> <td>ハ．未積立退職給付債務（イ+ロ）</td><td>183,241百万円</td></tr> <tr> <td>ニ．会計基準変更時差異の未処理額</td><td>55,005百万円</td></tr> <tr> <td>ホ．未認識数理計算上の差異</td><td>3,551百万円</td></tr> <tr> <td>ヘ．未認識過去勤務債務</td><td>2,068百万円</td></tr> <tr> <td>ト．貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ+ヘ）</td><td>126,751百万円</td></tr> <tr> <td>チ．前払年金費用</td><td>12,957百万円</td></tr> <tr> <td>リ．退職給付引当金</td><td>139,709百万円</td></tr> </table> （2）退職給付債務等の計算基礎 <table> <tr> <td>イ．退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>ロ．割引率</td><td>3.0%</td></tr> </table>	イ．退職給付債務	288,763百万円	ロ．年金資産	105,522百万円	ハ．未積立退職給付債務（イ+ロ）	183,241百万円	ニ．会計基準変更時差異の未処理額	55,005百万円	ホ．未認識数理計算上の差異	3,551百万円	ヘ．未認識過去勤務債務	2,068百万円	ト．貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ+ヘ）	126,751百万円	チ．前払年金費用	12,957百万円	リ．退職給付引当金	139,709百万円	イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ．割引率	3.0%	
イ．退職給付債務	288,763百万円																						
ロ．年金資産	105,522百万円																						
ハ．未積立退職給付債務（イ+ロ）	183,241百万円																						
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	55,005百万円																						
ホ．未認識数理計算上の差異	3,551百万円																						
ヘ．未認識過去勤務債務	2,068百万円																						
ト．貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ+ヘ）	126,751百万円																						
チ．前払年金費用	12,957百万円																						
リ．退職給付引当金	139,709百万円																						
イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																						
ロ．割引率	3.0%																						

平成 1 2 年度 (平成 1 3 年 3 月 3 1 日現在)	平成 1 1 年度 (平成 1 2 年 3 月 3 1 日現在)
ハ . 期待運用収益率 3.0% ニ . 会計基準変更時差異の処理年数 5年 ホ . 数理計算上の差異の処理年数 10年 ヘ . 過去勤務債務の額の処理年数 10年 1 7 . 繰延税金資産の総額は、249,537 百万円、繰延税金負債の総額は、273,611 百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 103,209 百万円、退職給付引当金 40,635 百万円、価格変動準備金 32,571 百万円、有価証券評価損 30,403 百万円および貸倒引当金 19,258 百万円であります。 繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額 270,451 百万円であります。 当年度における法定実効税率は 36.15% であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 39.11%(税引前当期剰余から、税務上損金と認められる剰余金処分による社員配当準備金繰入額を控除した金額を基に計算しております。) との間の差異は、軽微であります。 1 8 . 土地の再評価に関する法律 (平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令 (平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号) 第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定 同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,434 百万円 1 9 . 子会社の株式等は、145,392 百万円であります。	1 2 . 繰延税金資産の総額は、226,397 百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 68,224 百万円、有価証券評価損 31,568 百万円、価格変動準備金 30,605 百万円、貸倒引当金 25,403 百万円、退職給与引当金 22,627 百万円および退職年金引当金 19,893 百万円であります。 当年度における法定実効税率は 36.15% であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.60%(税引前当期剰余から、税務上損金と認められる剰余金処分による社員配当準備金繰入額を控除した金額を基に計算しております。) との間の差異は、軽微であります。 1 3 . 土地の再評価に関する法律 (平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令 (平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号) 第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定 1 4 . 子会社の株式等は、168,380 百万円であります。

() 生命保険契約者保護機構からの訂正連絡に基づき、平成 11 年度の「今後の負担見積額」を訂正しております。

(損益計算書関係)

平成 1 2 年度 (平成 1 2 年 4 月 1 日から平成 1 3 年 3 月 3 1 日まで)	平成 1 1 年度 (平成 1 1 年 4 月 1 日から平成 1 2 年 3 月 3 1 日まで)												
1 . 子会社との取引による収益の総額は、5,860 百万円、費用の総額は、15,359 百万円であります。 2 . 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 1,754 百万円、株式等 87,313 百万円、外国証券 6,252 百万円であります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 7,097 百万円、株式等 24,292 百万円、外国証券 14,500 百万円であります。 有価証券評価損の主な内訳は、株式等 14,736 百万円、外国証券 483 百万円であります。 3 . 「金銭の信託運用損」には、評価益が 1,159 百万円含まれております。 4 . 「金融派生商品費用」には、評価損が 7,400 百万円含まれております。 5 . 退職給付費用の総額は、28,809 百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。 <table> <tr> <td>イ . 勤務費用</td><td>8,820 百万円</td></tr> <tr> <td>ロ . 利息費用</td><td>8,862 百万円</td></tr> <tr> <td>ハ . 期待運用収益</td><td>2,851 百万円</td></tr> <tr> <td>ニ . 会計基準変更時差異の費用処理額</td><td>13,751 百万円</td></tr> <tr> <td>ホ . 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>394 百万円</td></tr> <tr> <td>ヘ . 過去勤務債務の費用処理額</td><td>167 百万円</td></tr> </table>	イ . 勤務費用	8,820 百万円	ロ . 利息費用	8,862 百万円	ハ . 期待運用収益	2,851 百万円	ニ . 会計基準変更時差異の費用処理額	13,751 百万円	ホ . 数理計算上の差異の費用処理額	394 百万円	ヘ . 過去勤務債務の費用処理額	167 百万円	1 . 子会社との取引による収益の総額は、7,107 百万円、費用の総額は、15,414 百万円であります。 2 . 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 7,927 百万円、株式等 228,073 百万円、外国証券 27,633 百万円であります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 11,996 百万円、株式等 92,168 百万円、外国証券 53,832 百万円であります。 有価証券評価損の主な内訳は、株式等 120,720 百万円、外国証券 25,379 百万円であります。 なお、有価証券評価損は、前年度末に洗替え低価法により計上した有価証券評価損に係る振戻益を控除しております。 3 . 不動産動産等処分損には、未稼動不動産の土地評価減 43,764 百万円を含んでおります。
イ . 勤務費用	8,820 百万円												
ロ . 利息費用	8,862 百万円												
ハ . 期待運用収益	2,851 百万円												
ニ . 会計基準変更時差異の費用処理額	13,751 百万円												
ホ . 数理計算上の差異の費用処理額	394 百万円												
ヘ . 過去勤務債務の費用処理額	167 百万円												